

事業再開枠について

1. 事業の目的

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組を行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組について補助するものです。加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（以下、「特例事業者」という）については、さらに上限を50万円上乗せします。

2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に所在する小規模事業者等（単独または複数の小規模事業者等）であり、小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞の申請を行う者であることとします。（参考）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の（1）に掲げる要件を満たす事業であることとします。

（1）自らの事業が該当する業種別ガイドライン※に基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組であること。

※1：「業種別ガイドライン」とは、業種（業界）ごとに、感染拡大予防を行うために策定したガイドラインのこと。

（参考URL）<https://corona.go.jp/> こちらから確認いただけます ⇒



※2：該当する業種別ガイドラインが策定されていない業種においても、下記対象経費は補助対象となります。

<取組事例>

*本取組の補助対象経費の詳細は、「4. 補助対象経費」をご覧ください。

【「事業再開枠：感染防止対策」の取組事例イメージ】

○消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入、消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入

○マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入

○清掃作業の外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入

○アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入、施工

○換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工

○クリーニングの外注、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入、従業員指導等のための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キースシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入

○ポスター、チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）

※消耗品（下線）は、2020年5月14日以降補助対象期限までに購入及び使用したものに限ります。なお、「受払簿（任意様式）」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 |
| ② 2020年5月14日以降に発生し対象期間中に支払、使用等が完了した経費 |
| ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 |

(2) 補助対象となる経費について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に発生する、感染防止対策の取組に要する費用の支出に限られます。補助事業実施期間中に実際に使用し、感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要となります。ただし、今回の公募においては、特例として、2020年5月14日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

(3) 感染防止対策の取組において、補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。また、業種別ガイドラインに明確に記載がある場合は補助対象となります。

※1：販路開拓等の取組に関する対象経費は、次に掲げる経費とは異なります。詳細は、P.33～44をご確認下さい。

※2：業種別ガイドラインが新たに作成された場合は、随時対象となる経費を更新する可能性があります。